

分令押領由候條、猶以申付候者可爲神妙段、對本願寺申遣之候。馳走候者、別而可喜入之狀如件。

十一月

義輝

烏丸殿

諏方信濃守知行分加州金浦村事、雖被申付候、至去年年貢之儀令押領由候、所詮如先々可令沙汰旨、猶以堅申付候者可爲神妙。委曲宗薰可申候也。

十一月

御判

本願寺

右金浦村は、金浦郷の本郷なりしかど、其の後改名せしにや、今はなし。故に其の地詳かならずといへども、若しくは今の田井村などにやといへり。

○石奈塚別荘

田井天神社記に云ふ。慶長年中田井の村落今の地へ移轉の時、松田別荘の跡鷄正鳴・石奈塚へ移り、社は椿原の取出跡へ遷座す。とあり。右松田別荘は、本源寺の家司松田次郎左衛門の別荘跡ともありて、今の金浦町の地より田井の村落へかけ、別荘の遺跡なりといへり。按ずるに、松田次郎

左衛門は當國一揆頭の魁首にて、田井城に居住し、後米泉の洲崎慶覺坊の爲に滅亡す。寶永元年の舊蹟調書に、田井村領に昔松田次郎左衛門と云ふ者居住し、聖德太子二歳の木像を守本尊とし所持す。今田井村道場に傳來すと見ゆ、改作所舊記に載せたる寛文十年九月田井村喜兵衛上申書に、金澤善福寺下田井村の道場存いとあり。今の善行寺をいへるなり。

○田井村落

混見摘寫に云ふ。田井村は金浦の郷内なり。天満宮の舊社地は、當城石川門の外奥村伊豫屋敷の内に池あり。此所舊蹟也とぞ。それゆゑ小將町の邊は田井村の領にして劍先辻に田井の村落ありて、家數百軒許、馬も百疋許有之。馬坂といふは、むかし直道にして岨なり。小立野田井村の領地へ行く道路にて、草刈などに行く馬道なり。故に馬坂といひならせしとぞ。さて後には田井の村落、成瀬内藏助下屋敷の地へ移り、その後今の地へ移轉すといへり。今の田井村の地は、二俣往來とて、若松二俣を経て、越中國礪波郡川上への往還道なり。越中川上米此の道路より加州へ持

來る故に、田井口の相場など、呼びて、越中米を引寄する要路なりといへり。

○田井村來歴

此の村落は金浦の郷内にて、金浦郷は石川・河北兩郡に跨り、屬村二十三ヶ村の内、田井・牛坂・牛首・土清水・館の五村は石川郡へ屬すといへども、元は加賀郡の郷村なり。中にも田井村は郷内の巨邑にて、田上と田井とは戸數も多く、村地も廣大なりといへり。按ずるに、田上は延喜兵部式に載せられし古驛なり。田井は、金浦の本郷なる金浦村なるを、後に田井とは改稱せしにや。三州名跡誌に、昔田井村の田の中に井あり。此井中より聖德太子二歳の木像出たり。故に田井村と號す。と見ゆ、加邦錄には、田井天満宮の舊社地は、石川門外奥村伊豫屋敷の内に池あり。此所舊蹟と云ふ。田井村も其頃は劍先辻邊にありて、家數百戸許あり。といへり。右天満宮の舊社地なる池といふも、彼の田の中なる井と同池ならんか。井と池と同じき事は、常陸風土記に、初占其谷令築池堤云々。所謂其池今號權井也。また伊賀風土記に、猪田里有井。依此有里名。大早

水不盡。忍穂井所通也。と見ゆ、また性靈集に載せたる大和國益田池碑文に、地是漢語之舊宅。號則村井之故名也。ともありて、今いふ池をば皆井ともいへり。石原正明の年々隨筆に云ふ。井といふは田にまかす料の水の事也。今尾張國美濃國などにて、一つ水口より七村・八村ほどづゝ水を沃す。其村を井組といひ、其事につきたる雜費を賄ふ米を井料米といふ。それを右高に割付るを井高といふ。さるは山田は、山の尾さきと尾さきとの間を築きとめて、その山のたり水・雨水などをためて池として、樋の口より水をかよはして、其下なる田にそゝぐ事なり。これを池ともいひ、沼ともいへり。打まかせては池沼といふものなれど、田に沃す料の水なるゆゑ井とも井戸とも山井とも田井ともいふなり。山城の井手もさる堤のありしゆゑ、所の名にもおひし也。玉川やがてその流れなるべし。飛鳥井もか井も、數々の某井も、みな此渠と池との事なるを、近き世の先達は、井を掘井戸のみの事と心えたるにや。とて、萬葉集の歌などを引證して、委しく論へり。されば田井の邑名も、所謂古池のありしゆゑ、是をば田井と呼びけるまゝ、頓て